

2020年4月30日

北谷町長 野国 昌春 様

会派 ニライの風 仲栄真 恵美子
喜友名 朝哲
宮里 廣
高安 克成
喜友名 盛充
<公印省略>

新型コロナウイルス感染症対策に対する緊急要請（案）

貴職におかれましては、日夜、市民の福祉向上、安心安全なまちづくりに、そして今般の新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに心から敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症による政府の「緊急事態宣言」が全国へ拡大され、沖縄県独自の緊急宣言も発出され、北谷町民の感染症に対する不安はもちろんのこと、長引く外出自粛に加え、生活に対する不安、事業者も補償なき自粛要請に売り上げの見込みもない中での給与や光熱水費、家賃等の支払い等に迫られ、従業員も働き先を失い、それぞれが日々の暮らしに先行きも見通しが立たず生活に支障をきたすほど逼迫している状況が窺えます。また、子どもたちも制限された単調な生活によるストレスや学びの遅れ、学校再開後の問題も懸念される等、数え上げればきりがなほど課題が山積している。

よって、貴職におかれましては、コロナウイルス感染が拡大しないような危機管理体制の構築はもちろんのこと、国・県の指示や対応を待たざるを得ない状況を克服し、町民の生活や働く場、学びの補償など、対応が後手に回らぬよう、町民への情報共有を図りながら、可及的速やかに町独自の施策展開を図るよう要請致します。

記

1. 情報の提供等について

- (1) 国・県・町の経済支援策の周知や労働相談・生活相談、コロナウイルス感染の疑いがあった場合に相談出来るワンストップ総合相談窓口の開設、または窓口回線の開設を行い、テレワークでの相談対応や休日・夜間も対応できるような勤務体制や三密を考慮した人員配置をし、相談体制を充実させること。
- (2) 生活困窮者自立支援法施行規則の改正に伴い住居確保給付金の支給要件が緩和されることから徹底周知を行うこと。
- (3) 障がい者、高齢者、外国人等が置き去りにならないよう、情報の周知や相談がしにくくならないよう配慮すること。※1
- (4) 町民へ情報の周知と安心を図るために広報車や防災無線、SNSの活用を初め、町長のライ

ブ配信等、プッシュ型の情報の発信を行うとともに、コロナウイルス収束後の第2、第3の災害に備えるためにも、フリーWi-Fi等の通信ネットワーク環境の整備、防災対応型エリア放送等の情報提供手段の構築に取り組むこと。

2. 感染予防と資材の確保・配布、環境整備等について

- (1) 公共施設における各種設備の消毒等の徹底と十分な資材の確保を行い、医療機関、教育機関、福祉介護施設、公共施設等へマスクや消毒液を配布すること。また、入手困難の町民への提供も考慮すること。
- (2) 庁舎及び公共施設への入場の際には、手洗いまたは消毒・マスクの徹底を促し、マスク非着用の方にはマスクを提供するなどの配慮をすること。また、サーモグラフィーや赤外線温度計を設置し、健康状態の確認を行うこと。
- (3) 町内ホテル事業者や民泊事業者へ、コロナウイルス感染症の対応を行っている医療従事者の宿泊やコロナウイルスに感染した軽傷者や無症状の受け入れについてガイドラインをまとめ、協力を求めること。また、宿泊に対しては協力事業者、利用者へ補助すること。
- (4) 今後、感染拡大の恐れが出た場合に備え、PCR検査対応可能な医療機関やドライブスルー検査、検査キットの配置等、検査体制の構築について検討すること。
- (5) ニライ消防本部には、感染症者移送専用車両の配備について要請すること。

3. 町独自の生活・経済支援策等について

- (1) 雇用調整基金の活用の周知と複雑な申請事務の支援をすること。※2
- (2) 事業者の家賃負担の軽減策や光熱水費の基本料金の減免策を講じること。
- (3) 税・社会保険料（国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険）・上下水道等の支払い猶予と柔軟な支払方法の相談・適用、災害と罹病等に対する「現額免除制度」を準用・適用すること。また、各種申請の統合化・簡略化を図ること。さらに、税・保険料・上下水道などの使用料滞納世帯への行政サービスの制限を即時中止すること。
- (4) 生活困窮世帯、ひとり親家庭、要援護児童世帯への食事等の提供について「配色サービス」を無償で斡旋すること。また、希望者にはドライブスルー方式での給食の提供を行うこと。
- (5) 職員の健康管理、長時間の労働の是正に留意するとともに、コロナウイルス対策への優先課題解決・事業の進展を促進するために過去の担当部署での経験を考慮し、臨時・横断的な人員配置かつシフト・ローテーションの勤務体制の確立を急ぐこと。その際、職員及び会計年度任用職員について、有給消化の利用を前提とせず、職務専念義務免除による特別休暇扱いにし、休業補償等を徹底すること
- (6) 指定管理者による公共施設の管理運営において、従業員等の休業・生活補償に万全を期すこと。また、認可園等へも同様の対応を講ずること。※3
- (7) コロナウイルス対策の影響による現在の行政事務執行の影響を鑑み、または、今年度以降に予定されている事業のために、失業をした方を中心に臨時的に会計年度任用職員として人員の拡大を図り事業の進展促進を図ること。
- (8) 臨時財政調整基金を活用し、災害対策に準じた十分な予算措置と対応を講ずること。

4. 子どもたちの教育を受ける権利の補償について

- (1) G I G Aスクール構想を先取りし、子どもたちへパソコン又はタブレットの配布を行い、インターネット授業ビデオやオンライン授業、防災対応型エリア放送の構築等を活用した学校教育を補完しうる家庭学習体制を整え、子どもたちの教育を受ける権利の保障につとめること。
- (2) 各キャリアも25歳以下の通信料の期間限定・通信容量に上限があるものの無料化を打ち出しており、各家庭のネット環境の状況把握につとめ、ネット環境整備への金銭を伴う支援と容量を超えた分の補償につとめること。
- (3) 急ぎ、生活困窮者世帯・生活保護世帯、ひとり親家庭等の児童生徒に対して、学校を通じた健康及び学習のケアに特段の配慮を図ること。

5. 米軍人、外国人について

- (1) 引き続き国・県・米国に情報公開を求める要請を行うこと。※4
- (2) 在留資格を持つ外国人への情報発信の徹底すること。

- ※1. 障がい者や外国人の就労先の時間短縮や自粛に伴い、収入減少や一部解雇等の事例が聞こえるが、住居確保給付金等の制度や申請方法、相談等について知らない事で困っているとの報告あり。
- ※2. 雇用調整基金の申請手続きの複雑さやそもそも知らない事で相互の利益を損なっている事例あり。
- ※3. 県内の認可園において登園の自粛による園児の減少に伴い、勤務時間の短縮やコロナ休暇と称して年休消化を強いる事例あり。
- ※4. 米軍は、コロナウイルス感染状況について情報非公開とし、勤務時間外の外出を原則禁止とするが、マスク非着用等で出歩く状況も見られ、隣接する町民は不安に駆られている。特に基地外居住者の米軍基地への往来による感染拡大の懸念を鑑み、基地外居住者への米軍からの指示やルール等がどうなっているか知りたいとの報告と情報発信を求める声がある。

以上